



2026 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 京浜急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 川俣 幸宏
(コード番号 9006 東証プライム市場)
問合せ先 新しい価値共創室 (広報担当)
(TEL: 045-225-9350)

株式報酬制度に係る追加拠出に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (= Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)に係る追加拠出に伴い、自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 21 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 190,700 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,512 円
(4) 処 分 総 額	288,338,400 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者 (再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行) とする信託契約 (以下「本信託契約」といいます。) を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の取締役 (監査等委員である取締役を除きます。) および執行役員 (以下「取締役等」といいます。) への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的および理由

当社は、本制度について、2020 年 6 月 26 日開催の第 99 期定時株主総会において導入、2025 年 6 月 27 日開催の第 104 期定時株主総会および 2026 年 6 月 26 日開催の第 105 期定時株主総

会において本制度の改定を行い、現在に至っております（本制度の概要につきましては、2020年5月12日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2025年5月21日付「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」および2026年2月12日付「取締役等に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。）。

今般、当社は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、ならびに本制度の運営にあたって当社株式の保有および処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、本信託が2026年7月31日時点で保有している当社株式（122,300株）のうち直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除いた株式数（24,400株）を考慮し、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当する数の当社株式（2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）を予め信託財産内に確保するために本信託が追加で取得する必要がある株式数であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数275,760,547株に対し0.07%（2026年3月31日現在の総議決権個数2,688,246個に対する割合0.07%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2026年2月12日付「取締役等に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2026年8月21日

追加信託金額 288,338,400円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 190,700株

株式の取得日 2026年8月21日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,512円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

以 上